

介護老人保健施設 葵の園・柳生
「短期入所療養介護」「介護予防短期入所療養介護」
利用契約書

<利用契約者> 様

<事業者> 介護老人保健施設 葵の園・柳生
仙台市太白区柳生字台57 番地の1

介護老人保健施設 葵の園・柳生
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
利用契約書
(令和7年10月1日現在)

ご利用者名_____（以下「利用者」という。）と介護老人保健施設 葵の園・柳生（以下「当施設」という。）とは、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

第1条（契約の目的）

当施設は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援状態）と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の代理人（以下「代理人」という。）を含めた連帯保証人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

第2条（適用期間）

- 約款は、利用者が短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護利用契約書を当施設に提出したのち、令和 年 月 日以降から効力を有します。但し、代理人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
- 利用者は、前項に定める事項の他、本利用契約書、利用者負担及び利用料金の改定が行われない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

第3条（利用者からの解除）

利用者及び代理人は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

第4条（当施設からの解除）

当施設は、利用者及び代理人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- 利用者が要介護認定において自立又は要支援（介護予防短期入所療養介護にあっては自立又は要介護）と認定された場合
- 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- 利用者の病状、心身状態等（気分障害、自傷行為等）が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- 利用者及び代理人が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合

- ⑤ 利用者及び代理人が、当施設の職員又は他の利用者等に対して、背信行為、反社会的行為(窃盗、暴行、暴言、脅迫、誹謗中傷、著しい不当な要求、ハラスメント等)の行為があり、注意勧告したにも関わらず、改善が見受けられない場合は解約とさせて頂きます。なお、安全面が守れない場合は、退所対応とさせて頂きます。
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

第5条（利用料金）

- 1 利用者及び代理人は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく介護保険施設サービスの対価として、別添利用料金表の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当施設は、利用者及び代理人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び代理人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をサービス利用の月の翌月27日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は代理人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は代理人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。
- 4 連帯保証人は利用者と当施設との利用契約に基づき、利用者が現在及び将来負担する一切の債務について、利用者と連帯して保証債務を負います。ただし、責任限度額は50万円とします。

第6条（記録）

- 1 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、代理人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

第7条（秘密の保持及び個人情報の保護）

- 1 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の使用目的を重要事項説明書のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
 - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合
(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

第8条（緊急時の対応）

- 1 当施設は、利用者に対し施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、利用者のかかりつけ医又は協力医療機関、協力歯科医療機関での診療を依頼することができます。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第9条（事故発生時の対応）

- 1 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は代理人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

第10条（要望又は苦情等の申出）

利用者及び代理人は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

第11条（賠償責任）

- 1 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び代理人、または連帯保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。ただし、責任限度額は50万円とします。

第12条（利用契約に定めのない事項）

この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は代理人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

（介護予防）短期入所療養介護の利用にあたり、利用者及び代理人に対して重要事項説明書及び契約内容について説明しました。

事業者所在地 仙台市太白区柳生字台57-1

名 称 医療法人社団 葵会

介護老人保健施設 葵の園・柳生

管 理 者 施設長 佐々木 繁美

説明者氏名 _____ (印)

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、利用者並びに事業者は各署名又は記名押印の上、各自その1通を保有することとします。

施設利用にあたり利用者の選択が必要な確認項目

1. 利用料金に係る確認項目

1) 利用者が選定する特別な療養室の利用（療養室Bタイプ）
(プライバシー確保のための扉有り、テレビ付（電気代含む）)
 利用する ※2) は特別な療養室の利用料に含まれる。

利用しない

2) テレビのレンタル

利用する 利用しない

3) 利用者が個人的に使用する電化製品の持ち込み

持ち込む 持ち込まない

持ち込み電化製品名：

持ち込み個数合計：

4) 業者洗濯（利用日数が少ない場合は、持ち帰りとなります。）

利用する 利用しない

5) その他個別希望（新聞・雑誌等）

2. 個人情報に関する確認項目

1) お部屋の氏名表示

表示してもよい 表示しないでほしい

2) 施設発行の広報誌やホームページ、施設内掲示のためのご利用者の写真掲載について

掲載してもよい 掲載しないでほしい

3) 他からの電話や訪問により入所中または退所の確認に対しての対応について

知らせてもよい 知らせないでほしい

知らせてもよいが条件付 _____

私は、重要事項説明書に基づいて、説明者からサービス内容及び重要事項の説明を受け同意しました。

重要事項説明書「個人情報の使用目的」及び利用契約書第8条（秘密の保持及び個人情報）に係る私（利用者及びその家族）の個人情報については、必要最小限の範囲内で使用する事に同意します。

契約日 令和 年 月 日

利用者（契約者）

住所

氏名 印

電話番号 ① ②

請求書及び明細書の送付先として登録する。

代理人または後見人（連帯保証人）

住所

氏名 印 利用者との関係

電話番号 ① ②

緊急連絡先①として登録することに同意します。

請求書及び明細書の送付先として登録する。

連帯保証人

住所

氏名 印 利用者との関係

電話番号 ① ②

緊急連絡先②として登録することに同意します。

事業者	当事業者は、サービス提供事業者として利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任もって行います。		
	所在地	〒981-1106 仙台市太白区柳生字台57番地の1	
	名称	医療法人社団 葵会 介護老人保健施設 葵の園・柳生 (介護保険事業者番号 仙台市指定 0455480087)	
	管理者	施設長 佐々木繁美 印	
	電話番号	022-381-8668	FAX 022-306-6355

緊急連絡先及び請求書送付先

【緊急時及び事故発生時の連絡先】

連帯保証人以外に連絡先として登録する場合に記入

氏名	携帯電話番号			—	—
(続柄)	自宅電話番号	—		
住所	〒	—			

氏名	携帯電話番号			—	—
(続柄)	自宅電話番号	—		
住所	〒	—			

【請求書・明細書及び領収書の送付先】

契約者、連帯保証人と異なる場合記載

氏名	携帯電話番号			—	—
(続柄)	自宅電話番号	—		
住所	〒	—			